

ニセコユナイテッド認定スクールシステム

2025-2026

NFP では、ニセコユナイテッド スノースポーツ&ガイドスクール加盟システム認定校が一定の校数となっている為、引き続き 2025-2026 シーズンの新規加盟申請受付を実施しない事を決定いたしました。

ニセコユナイテッド スノースポーツ&ガイドスクール加盟システム

1.目的

ニセコフリーパスポート連絡協議会（以下「NFP」という）は、NFP 会員リフト会社が所有していない、または、直接提携していないスノースポーツスクール、ガイド事業者が、ニセコユナイテッド内（ニセコアンヌプリ国際スキー場、ニセコビレッジスキーリゾート、ニセコ東急グラン・ヒラフ、ニセコ HANAZONO リゾート）の全リフトを使用するためには、NFP から正式に認められなくてはならない。その目的は、ニセコのスキー場でお客様が得られる経験の質を保証することで、常にお客様の安全、楽しさを維持し向上するためです。

そのため NFP は、ニセコユナイテッド加盟のスノースポーツスクール、ガイド事業者として認定するための制度として、正式に「ニセコユナイテッド スノースポーツ&ガイドスクール加盟システム」を制定。このことにより、ニセコユナイテッドの全スキー場において、NFP から正式に加盟を認められずにスノースポーツスクールおよびガイド事業を運営することはできない。

2.対象

ニセコ全山において、営利目的（金銭的報酬が発生する）でスノースポーツスクールまたはガイド事業（写真ガイド事業も含む）をすでに運営しているか、または、運営する予定の団体、企業、個人。

3.加盟条件

申請者の加盟は、NFP の裁量に委ねられています。NFP に認定された後にのみ、申請者は活動を開始することができます。

NFP は下記の加盟条件を 2025-2026 シーズンに実施いたします。

- (1) 2024-2025 シーズン認定対象者（以下「継続申請者」という）以外の、新規加盟受付は実施しない
- (2) 継続申請者が、スノースポーツスクールまたはガイド事業を継続申請する場合、1 校のインストラクター、ガイドの規定登録人数を 15 名以上とする。インストラクター及びガイド個人が登録できる認定校は 1 校のみとし重複登録は認めない。2025 年 12 月 13 日（土）までに規定登録人数を登録し、商用リフト券の購入ができない場合、認定取り消しとする。
また、現地常勤日本語対応スタッフを雇用し、現場にて緊急対応できる体制を構築すること。常勤日本語対応スタッフについても重複登録は認めない。
- (3) 日本法人であり、日本の法規を遵守した運営をすること。
- (4) 雇用する全ての従業員、インストラクター、ガイドは、日本で法的な就労許可を得ていること。外国人の場合は、その者の在留カードによる就労許可を得ている証拠を商用リフト券購入時までに提示すること（在留資格認定証明書での確認は不可）。
- (5) 運営期間中有効な第三者損害賠償責任保険（1 事故につき 1 億円以上）及び、受講生傷害保険に加入し申請時に証明書を提出すること。

- (6) インストラクター、ガイド等が使用できるユニフォーム（ウェア）は2種類までとし、申請時に登録しなければいけない。
- (7) スノースポーツスクールとして申請する場合、代表者（校長）は別紙で定める日本または国際的なスキー及びスノーボード統括団体が発行したスノースポーツの資格を保有し、その監督下において雇用する全てのインストラクターも同様とする。また代表者（校長）は現地常勤であること。
- (8) ガイド事業者として申請する場合、すべてのガイドが下記資格のいずれかを所持しているか、有資格ガイド者1名に対し5名までの無資格者を管理下として登録する事ができ、有資格者管理下でガイド業を行うこと。また責任者は現地常勤であること。
- ①アバランチオペレーションレベル1(雪崩業務従事者資格)。
- ②スキー、スノーボードのガイドレベル3相当の資格+ISIA アバランチ & ガイディングモジュール基準証明。
- (9) スキー場以外のバックカントリーエリアに於いて、遭難等の事故が発生した場合は NFP に直ちに一報を入れると共に3日以内に詳細の報告を行うこと（他のリゾートや山岳地帯での事故も含む）。
- (10) スタッフトレーニング計画書を申請時に提出し、シーズン中も継続してインストラクター・ガイドの質向上に努めること。
- (11) NFP、NFP 非認定スクール監視員、ニセコユナイテッド全スキー場運営スタッフに協力すること。
- (12) 全てのインストラクター、ガイドは、ニセコユナイテッド発行のニセコユナイテッド商用リフト券を購入し使用しなければならない。
- また、同時に発行される腕章を常時見えるように、登録済みのユニフォーム（ウェア）と共に上腕部に着用しなければならない。上腕部以外の着用を認めない（左右は問わない）。
- 腕章は、商用リフト券1枚につき1個無償貸与。商用リフト券は1,000円のデポジット代が発生します。腕章と商用リフト券の両方を商用リフト券購入先へ返却した際に、デポジット代が返却されます。腕章はシーズン終了後、無効となるためすべて返却すること。2026年5月15日までに返却無き場合は腕章1枚あたり10,000円を支払うこと。
- (13) ニセコユナイテッド商用リフト券と腕章が適正に使用されていない対象者が一人でもいた場合、所属する加盟団体の認定取り消しの対象となります、代表者（校長）、責任者が責任をもって管理すること。

4.ニセコユナイテッド商用リフト券

- (1) 2025-2026 シーズン ニセコユナイテッド商用リフト券料金
- ① ニセコユナイテッド商用リフトシーズン券 : 386,200 円 (税込)
- ② ニセコウィンターガイド協会(NWGA)、写真ガイド事業商用リフトシーズン券 : 175,600 円 (税込)
- ※②はニセコウィンターガイド協会 (NWGA) に所属しているインストラクターまたはガイド、その他写真ガイド事業を行うものが対象。NWGA 所属であってもゲレンデレッスンを行う場合は、スノースポーツ & ガイドスクール加盟システムに加盟申請し認定を受けなければならない。この場合、商用リフト券①を購入しなければならない。
- (2) 商用リフトシーズン券は、所有者個人の名前及び顔写真入りとし、所有者以外への譲渡、貸与は認められない。
- (3) 商用リフトシーズン券の名義変更、再発行について
- ①名義変更手数料 : 20,000 円/1 件

②紛失再発行手数料：3,000 円/1 件（保証金別）

5.申請手続き

申請者は、加盟申請書を必要書類と共に、申請者の希望する運営開始予定日の1週間前を期限に提出すること。また、申請者は最も多くレッスンを開始する NFP 会員スキー場（ニセコ東急 グラン・ヒラフまたはニセコアンヌプリ国際スキー場）へ申請書を提出すること。

<申請に必要な書類>

- (1) 指定のニセコユナイテッド スノースポーツ & ガイドスクール加盟システム申請書
- (2) 誓約書
- (3) 法人確認書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書等）と、会社の概要、所在地、事業内容、夏期・冬期の連絡先、日本語を話す従業員の連絡先などに関する詳細な説明書
- (4) 危機管理計画書
※お客様や従業員が負傷した場合、または重大な事故が発生した場合に必要となります
- (5) 従業員のトレーニング、技術向上計画書
- (6) 使用するユニフォーム（ウェア）2 種類の前後横のカラー写真
- (7) 代表者（校長）、責任者の詳細と保有資格証明書の写し
- (8) 登録するインストラクター、ガイドの人数と名簿
- (9) 外国人従業員の場合は、日本での就労許可を得ている証拠（就労ビザの写し等）、およびその者の外国人登録カードの写しを提示
- (10) 第三者損害賠償責任保険（1 事故につき 1 億円以上）、および受講生傷害保険の保険証券の写し

申請者は、申請内容に変更や更新があった場合、すみやかに加盟申請先へ必要書類とともに報告すること。報告ない場合認定を取り消す場合あり。

6.禁止事項

ニセコユナイテッド スノースポーツ & ガイドスクール加盟条件、索道運送事業約款、スキー場利用約款、スキー場利用細則、ニセコルール、その他ローカルルールなど、スキー場毎に定められる各種ルールを熟知し厳守すること。詳細は各スキー場に自ら事前に確認すること。

(1) 加盟条件について違反する行為

- a) ニセコユナイテッド全スキー場内および施設内において、事業のための勧誘及び宣伝活動を行うこと。またレッスンや待ち合わせ場所の目印になるフラッグ、看板等を設置すること。
- b) NFP に登録した指定のユニフォーム（ウェア）を着用せずにレッスンを実施すること。
- c) 緊急連絡先（常勤日本語対応スタッフ）とスキー場の連絡が取れないこと。
- d) 特別な理由が無く、代表者（校長）、責任者が現地常勤をしていないこと。
- e) ニセコユナイテッド商用リフト券以外のリフト券を使用すること。
- f) 商用リフト券を他人に貸与、譲渡、在籍していないスタッフの券を名義変更せず使用すること。g) いかなる状況であってもニセコ HANAZONO リゾート及びニセコビレッジスノーリゾートのスキー

場内や直営施設（ホテルやレンタルコーナー）でのレッスン開始や待ち合わせ場所として利用、または宣伝すること。

h) 申請に虚偽があった場合。

i) 日本の法律を破る行為をすること。

(2) 各スキー場の約款、利用細則、その他ローカルルールに違反する行為。

(3) ニセコルールに違反する行為。

(4) ニセコ以外のリゾートにおいて当該リゾートの定めるルール違反や、注意・警告を受ける行為

※禁止事項が発覚した場合、次年度の認定申請時に審査対象となる。

上記、禁止事項違反時の罰則規定を別紙「禁止事項罰則規定一覧」に記載。

7.加盟申請適用外

以下の状況においては加盟を必要としません。

② 国内学校授業として、学校教師が生徒に対して一時的または短期間に教える行為。

②NFP 会員スキー場の公認スノースポーツスクール、ガイド事業。

③各スキー場が認めた団体または個人が一時的または短期間に教える行為。

8.取り締まりの施行手順

NFP は、認定スノースポーツスクール、ガイド事業者が商用リフト券を購入し事業をおこなうことを尊重し、また、それを保護するためリフト券取締監視員を配置し、レッスン、ガイド実施者の記録撮影、正しいリフト券を使用しているかを確認する場合があります。

(1) リフト券取締監視員は、ゲレンデ等にて声掛けをおこない、ハンディチェッカー等を使用し、下記の項目等を確認します。

①リフト券の種類。

②所持者の名前及びカラー写真。

③リフト券の番号。

※ハンディチェッカーは、リフト券履歴データを記録し参考にすることが可能。

(2) リフト券取締監視員が疑わしいと判断した場合、「諮問会案内文書」をニセコユニテッドスノースポーツ&ガイドスクール加盟システムについての書類とともに渡します。その場では、トラブルを防ぐためそれ以上の関与はしません。

「諮問会案内文書」を渡されたり、違反していると考えられたりした者は、正しいリフト券を使用している事を証明する為に、NFP 会員との個別会談を 48 時間以内に申し入れなければならない。もし、48 時間以内に個別会談設定を行わなければ、自動的に対象人物のリフト券を使用停止とする。

(3) 48 時間以内に個別会談に応じた場合、下記の結果となる。

<認定スクール、ガイドの場合>

①違反行為がない事を NFP が確認できた場合、何も起こらない。

②違反行為がある事を NFP が確信した場合、既定の罰則処分とする。

※1 名の違反行為であっても、所属加盟団体の責任処分となります。ご注意ください。

<非認定スクール、ガイドの場合>

- ② 対象者が報酬を得ていない事を NFP が確認できた場合、何も起こらない。
- ②対象者が報酬を得ていたと引き続き疑わしい場合、スクール及びガイド行為をしてはいけない旨を警告する（警告 1 回目）。
また、スノースポーツ、ガイド行為をしていないという承認書への署名をおこなう。
- ③対象者が報酬を得ていたと NFP が確信した場合、所持していたリフト券を払い戻しなしで、即時使用停止とする。

(4) 非認定スクール、ガイド行為対象者が、2 回目の警告を受けた場合、下記の結果となる
NFP 会員との個別会談を 48 時間以内に申し入れなければならない。もし、48 時間以内に個別会談設定を行わなければ、自動的に対象人物のリフト券を使用停止とする。

- (5) 2 回目警告後 48 時間以内に個別会談に応じた場合、下記の結果となる。
- ①対象者が報酬を得ていない事を NFP が確認できた場合、何も起こらない。
 - ②対象者が報酬を得ていたと NFP が確信した場合、所持していたリフト券を払い戻しなしで、即時使用停止とする。

認定済みのスノースポーツスクール、ガイド事業者は、非認定行為や違反営業をしていると思われる個人、団体等を特定し、リフト券取締監視員へ報告できます。監視員はその情報を基にその個人に関するリフト券、全てのデータを NFP へ報告します。

9.総則

NFP は、ニセコユナイテッドを利用するすべてのお客様が得られる経験の質、お客様の安全、楽しさを守るため、索道運送事業約款、スキー場利用約款、ニセコルール、その他ローカルルールなど、各スキー場に定められる各種ルールをもとに、厳格に対応いたします。

ルール違反者に対しては、断固たる態度で臨みます。そのために NFP は、違反者が購入、所持するすべてのリフト券を払い戻しなしで即時使用停止したり、その後のリフト券の購入を拒否したりする権利を有します。

NFP は、いつでも「ニセコユナイテッドスノースポーツ&ガイドスクール加盟システム」を修正、または改定する権利を有します。

この制度の下で加盟を認められたスノースポーツスクールまたはガイド事業者は、ニセコユナイテッド各スキー場において、いかなる形であれゲレンデ、スキー場施設、リフト等の使用、乗車の優先権を得ることはありません。

NFP は、ニセコユナイテッドのあるリゾートエリアの住人やお客様へ、ニセコユナイテッドスノースポーツ&ガイドスクール加盟システムの利点および、加盟が認められたスノースポーツスクールまたはガイド事業者に所属するインストラクターとガイドのみが、ニセコユナイテッド内で活動が認められる主旨の案内をおこなうため看板を掲示したりします。

以上

資格一覧

2025-2026	
COUNTRY	GROUP
OVSV AUSTRIA	STAATLICHER
FRANCE	FULL
AMSI / ITALY	3
DSLVS / GERMANY	LEVEL 3
BASI / UK	LEVEL 3
PSIA / USA	LEVEL 3
CSIA / CANADA	LEVEL 3
ASAA / AUSTRALIA	LEVEL 3
NZSIA / NEWZEALAND	LEVEL 3

※SAJ・SIA（JAP）については、SAJ・SAI（JAP）の規約に則した認定となります。

※上記に記載が無い国の資格については申請時に確認します。

(別紙) 禁止事項罰則規定一覧

ニセコユナイテッド スノースポーツ&ガイドスクール加盟システム 6.禁止事項 各項目違反時の罰則規定

6

禁止事項罰則規定

6	1)	加盟条件について違反する行為			
		a) b) c) d)	1 回目	嚴重注意（スクールからの念書提出）	
			2 回目	スクール所有の全リフト券 3 日間停止	
			3 回目	認定の取り消し	
			※上記に関わらず悪質と認められた場合は認定取り消しにする場合がある。		
		e) f)	当事者の商用リフト券没収（翌年の発行も不可）		
			1 回目	嚴重注意（スクールからの念書提出）	
			2 回目	スクール所有の全リフト券 3 日間停止	
			3 回目	認定の取り消し	
			反則金 10 万円 + 不正乗車分の賠償		
			※上記に関わらず悪質と認められた場合は認定取り消しにする場合がある。		
		g) h) i) 即時認定取り消し			
		2)	各スキー場の約款、利用細則、その他ローカルルールに違反する行為		
			1 回目	嚴重注意（スクールからの念書提出） + 不正乗車分の賠償	
			2 回目	スクール所有の全リフト券 3 日間停止 + 不正乗車分の賠償	
	3 回目		認定の取り消し + 不正乗車分の賠償		
	3)	ニセコルールに違反する行為			
		当事者の商用リフト券没収（翌年の発行も不可）			
		1 回目	嚴重注意（スクールからの念書提出）		
		2 回目	スクール所有の全リフト券 3 日間停止		
		3 回目	認定の取り消し 反則金 10 万円		
		※上記に関わらず悪質と認められた場合は認定取り消しにする場合がある。			